

令和2年7月27日

新たな生活様式への対応を応援！ 新たなビジネスモデル創出支援事業 申請期間延長！

新型コロナの影響により、これまでの生活スタイルが大きく変化する中、インターネット販売や電子決済の導入を推進し、事業継続や販路拡大、新たな生活様式の定着の取り組みを応援します。申請期間を延長しましたので、この機会に、是非ICT導入に取り組みましょう！

記

1 申請期間

8月17日（月）までに延長しました。

2 対象者

市内に本店を有する中小企業者及び市内に店舗、事務所を有する個人事業主

3 対象事業

補助対象事業は下記の要件をすべて満たす事業であること。

- (1) ICT活用など新しい生活様式に対応したビジネスモデルに取り組む事業であること。
 - (2) 以下に該当する事業を行うものではないこと。
 - ・同一内容の事業について、国、県、市が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
 - ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの
- (例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

4 補助金の額・補助率等

対象経費の2/3以内（1,000円未満切り捨て）、補助下限額10万円 補助上限額50万円

対象経費総額（消費税抜き）が15万円未満は補助対象外となります。

1事業者につき申請は1回のみとなります。

担当：商工業振興課 商業振興係
課長 須藤 課長補佐 齋藤
電話 024-525-3721（直通）

記者配布資料

《8/17まで申請期間延長》

中小企業者、個人事業主の方必見！

福島市新たなビジネスモデル創出支援事業

最大50万円！

ICTの活用で新たな取り組みを始めましょう！

新型コロナの影響により、これまでの生活スタイルが大きく変化する中、インターネット販売や電子決済の導入を推進し、事業継続や販路拡大、新たな生活様式の定着の取り組みを応援します。この機会に、ICT導入に取り組みましょう！

ICT活用事業の例

- ・電子決済POSレジの導入
- ・自社インターネット販売サイトの構築
- ・インターネット販売のための新たな商品開発に係る原材料費、パッケージデザイン料
- ・在宅勤務、テレワーク導入に係る機器等リース料
- ・外部コンサルタントに相談する費用
- ・新たな取り組みで必要な専用機械装置等購入
- ・新しい取り組みのためのPRツール制作やインターネット等広告掲載費



新たな生活様式対応事業の例

- ・新しい生活様式に対応する店舗内の内装、設備改修
- ・デリバリー導入による車両等のリース
- ・感染防止のために必要な備品、設備等の導入



補助対象期間 令和2年5月15日から9月30日まで

期間内に支払完了したものが対象です。

申請期間 令和2年8月17日（月）まで（郵送は当日消印有効）

申請方法 オンラインまたは郵送



↑オンライン申請はこちら

オンライン申請利用の場合は、提出資料の写真やデータをあらかじめご準備ください。

※申請書受領後、内容確認の上、交付決定となります。

※予算額に達した場合は、受付を終了しますので、ご了承ください。

送付先 〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市商工業振興課商業振興係 あて
「新たなビジネスモデル申請書在中」と
記載してください。

裏面も必ずご覧ください。

記者配布資料

①対象者

市内に本店を有する中小企業者及び市内に店舗、事務所を有する個人事業主

②対象事業

補助対象事業は下記の要件をすべて満たす事業であること。

- (1) ICT活用など新しい生活様式に対応したビジネスモデルに取り組む事業であること。
- (2) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- ・同一内容の事業について、国、県、市が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業
- ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの
(例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

③補助金の額・補助率等

対象経費の2/3以内(1,000円未満切り捨て)、補助下限額10万円 補助上限額50万円

対象経費総額(消費税抜き)が15万円未満は補助対象外となります。

対象経費区分	補助対象の例	補助対象外の例
需用費	取り組みをPRするのぼり旗、看板、POP制作費 チラシ、ポスター制作費 対面や距離確保のためのカウンター等の内装改修費 デリバリーや宅配に使用する車両改修費	簡易な間仕切りやフェイスシールド、アルコール消毒液等容器や持ち帰り用の手提げ袋などの消耗品、事務用品など 本業でない業者への発注したもの
役務費	新聞、雑誌、インターネット等の広告掲載費 チラシ折込手数料など	新事業のPRを目的としていない広告
委託費	インターネット注文に係る Web システム構築、クラウドサービス導入 インターネット販売に向けた商品開発 パッケージデザイン料	再委託される経費 本業でない業者への発注したもの
使用料及び賃借料	対象期間内のデリバリーバイク、車両のリース料 Web 会議のためのPC、通信環境設備のリースレンタル料など リース、レンタル代は補助対象期間内のみのも費用となります。	不動産賃貸料、公租公課 本業でない業者との契約したもの
講師謝礼	新たな生活様式に対応するため、専門家等による指導助言を受けるための講師謝礼や旅費など	
物品購入費	新たな事業に必要な専用機械装置、電子決済機器、サーモグラフィカメラ、非接触型体温計など	PC、タブレット、Wi-Fi 等目的外で使用可能な備品購入費 自動車、バイク、自転車、燃料 本業でない業者から購入したもの
その他	内装改修工事等の施工は市内事業者へ発注すること	食材や商品そのものの仕入れの費用 人件費 国、県等からの補助金を受けている経費 新事業に関係のない経費

1事業者につき申請は1回のみとなります。

お問合せ 福島市商工観光部商工業振興課商業振興係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 電話：024-525-3720 F A X：024-535-1401

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syokougou-syogyo/shigoto/chushokigyo/shien/aratanabijinesumoderu.html>